

指名停止等の運用状況一覧表

(期間：令和7年4月～)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
1	株式会社NIPPO	東京都中央区京橋1-19-11	令和7年4月11日から令和7年7月18日まで(10週間+1ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 当該業者は、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局発注の工事において、過失による粗雑工事を行っていたことや、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局発注の工事において、系列プラントが契約図書の指定と異なるアスファルト合材の出荷及び事実と異なる出荷伝票を明示していたことについて、管理指標実績等に基づく報告を受けていたにもかかわらず品質管理義務を果たさなかった。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
2	鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽1-7-27	令和7年4月11日から令和7年7月10日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 当該業者は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、過失による粗雑工事を行っていたことや、他社が受注した関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、契約図書や当該受注者の指定と異なるアスファルト合材の出荷や事実と異なる出荷伝票が、社内において容認されていたことなどが発覚した。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
3	首都圏ビルサービス協同組合	東京都港区赤坂1丁目1番16号	令和7年4月18日から令和7年7月17日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 首都圏ビルサービス協同組合は、当局発注の「令和7年度 那覇空港警備業務請負」において、令和7年3月24日開札の結果、落札予定者とされていたが、予定していた警備員の確保ができないとして、令和7年3月28日に契約辞退届を提出した。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
4	日新興業株式会社	大阪府大阪市淀川区三国本町1-12-30	令和7年4月25日から令和7年6月5日まで(6週間) 大阪航空局管内	建設業法違反行為 日新興業株式会社は建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分(営業停止10日間)を受けた。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
5	株式会社佐電工	佐賀県佐賀市天神1-4-3	令和7年4月30日から令和7年6月29日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 佐賀県多久市が発注した照明設備改修工事をめぐり、株式会社佐電工の営業本部副本部長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和7年2月18日、佐賀県警察に逮捕された。また、3月11日に佐賀簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。
6	株式会社山龍	長崎県佐世保市小佐々町田原69番地34	令和7年6月13日から令和7年9月12日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 株式会社山龍の代表取締役(当時)が、長崎県佐々町が発注した町営団地の給水管改修工事の指名競争入札をめぐり、株式会社堀内組の使用人(当時)1名とともに令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年3月28日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
7	株式会社春本工業	長崎県佐世保市白仁田町41番地2	令和7年6月13日から令和7年9月12日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 株式会社春本工業の代表取締役(当時)が、長崎県佐々町が令和6年6月に発注した町立図書館の照明のLED化工事の指名競争入札をめぐり、株式会社堀内組の使用人(当時)1名とともに令和7年3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
8	株式会社堀内組	長崎県佐世保市光町109番地	令和7年6月13日から令和7年9月12日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 株式会社堀内組の社員(当時)が、長崎県佐々町が発注した複数の公共工事をめぐり、令和7年3月8日に株式会社山龍代表取締役とともに、また、3月29日に株式会社春本工業代表取締役とともに公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕され、令和7年3月28日及び4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
9	日精株式会社	東京都港区西新橋1丁目18番17号	令和7年6月20日から令和7年8月19日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 日精株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
10	住友重機械搬送システム株式会社	東京都品川区西品川1丁目1番1号	令和7年6月20日から令和7年8月19日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 住友重機械搬送システム株式会社、は公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
11	IHI運搬機械株式会社	東京都中央区明石町8番1号	令和7年6月20日から令和7年8月19日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 IHI運搬機械株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
12	新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	令和7年6月20日から令和7年8月19日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 新明和工業株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
13	フジパスク株式会社	東京都世田谷区上馬4丁目2番5号	令和7年6月20日から令和7年10月19日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 フジパスク株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
14	関電ファシリティーズ株式会社	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	令和7年7月4日から令和7年11月13日まで(3ヶ月6週間) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>関電ファシリティーズ株式会社は令和6年12月19日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。</p> <p>①当該事業者は大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(1級電気工事施工管理技士)を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けた。</p> <p>②当該事業者は平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(A氏にあつては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあつては1級管工事施工管理技士)を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
15	株式会社KANSOテクノス	大阪府大阪市中央区安土町1丁目3番5号	令和7年7月4日から令和7年9月3日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>株式会社KANSOテクノスは建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。</p> <p>当該事業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
16	株式会社かんでんエンジニアリング	大阪府大阪市北区中之島六丁目2番27号	令和7年7月4日から令和7年10月3日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>株式会社かんでんエンジニアリングは建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。</p> <p>当該事業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
17	関電プラント株式会社	大阪府大阪市北区本庄東2丁目9番18号	令和7年7月4日から令和7年10月3日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>関電プラント株式会社は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。</p> <p>当該事業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
18	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地	令和7年7月18日から令和7年8月17日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 令和7年1月31日、当該事業者は建設業許可部局(関東地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
19	パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区押上1丁目1番2号	令和7年7月18日から令和7年9月17日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 令和7年1月31日、当該事業者は建設業許可部局(関東地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
20	パナソニックマーケティングジャパン株式会社	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	令和7年7月18日から令和7年10月17日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 令和7年1月31日、当該事業者は建設業許可部局(関東地方整備局)より以下の処分を受けた。 ①建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。
21	パナソニック環境エンジニアリング株式会社	大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号	令和7年7月18日から令和7年10月17日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 令和7年1月31日、当該事業者は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の処分を受けた。 ①建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
22	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	令和7年7月18日から令和7年10月17日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>令和7年1月31日、当該事業者は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の処分を受けた。</p> <p>①建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。</p> <p>②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
23	株式会社東技コーポレーション	大阪府大阪市淀川区宮原1丁目19番23号ステュディオ新御堂813号	令和7年7月25日から令和7年12月24日まで(5ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>株式会社東技コーポレーションは令和7年4月1日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の事由を原因として、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分(25日間)を受けた。</p> <p>①当該事業者は大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を建築工事業の資格なく他の資格で専任の主任技術者として配置する(加えて同氏は他社の現場代理人となっている。)など適格な主任技術者を配置せず、同法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。</p> <p>②当該事業者は経営規模等評価の申請において、①のとおり、本件工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して株式会社ケイテックに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載するべきでないところ、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経歴書」に、当該工事を施工したとして当該工事の金額が建築一式工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪市に提出し、大阪市がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。</p> <p>また、令和7年4月1日付けで建設業許可部局(大阪府)より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項柱書及び第21号に基づく指示処分を受けた。</p> <p>①当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置した。</p> <p>②当該事業者は経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社に雇用されて他の工事現場の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載をした。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
24	株式会社北陽	大阪府大阪市東淀川区菅原7-1-21	令和7年7月25日から令和7年12月24日まで(5ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>株式会社北陽は令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分(25日間)を受けた。</p> <p>①当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置する(加えて、他社の現場代理人でもあった)など適格な主任技術者を配置せず、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社タケムラに請け負わせた。</p> <p>②当該事業者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が「他社の工事の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪市等に提出し、大阪市等がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。</p> <p>また、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項及び第4項の規定に基づく指示処分を受けた。</p> <p>①当該事業者は大阪市発注の3件の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置した。</p> <p>②当該事業者は経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経歴書」に本件工事うち、2件の工事の工事現場に配置した主任技術者をA氏と記載すべきところ、B氏と記載をし、また、株式会社ケイテックから請け負った当該工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して株式会社タケムラに請け負わせていたが、当該工事を実際に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載するべきではないところ、当該工事を施工したとして当該工事の金額が鋼構造物工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
25	株式会社ケイテック	大阪府大阪市中央区瓦町2-5-8瓦町スクエアビル8F	令和7年7月25日から令和7年9月24日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>株式会社ケイテックは令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。</p> <p>①当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社A・S・Pから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。</p> <p>②当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社東技コーポレーションから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。</p> <p>③当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社トーフ技研工業から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
26	株式会社トーフ技研工業	大阪府大阪市淀川区宮原1-18-20	令和7年7月25日から令和7年10月24日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反</p> <p>株式会社トーフ技研工業は大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年3月31日付けで建設業許可部局(大阪府)より指示処分を受けた。また、以下の事由を原因として、同日付けで建設業許可部局(大阪府)より建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。</p> <p>①当該事業者は大阪市発注のA工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。</p> <p>②</p> <p>(i)当該事業者は大阪市発注のB工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。</p> <p>(ii)当該事業者はB工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたC氏を専任の主任技術者として配置するなど適格な主任技術者を配置しなかった(また、C氏は工期の後半には他の工事現場の現場代理人でもあった)。また、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
27	旭技建株式会社	大阪府大阪市中央区谷町5丁目6番12号	令和7年7月25日から令和7年9月24日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 旭技建株式会社は令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として建設業法第28条第5項に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。 ①当該事業者は大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、その請け負った建設工事を、株式会社渡辺塗装に直接請け負わせていたにもかかわらず、株式会社ケイテックに直接請け負わせたとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。 ②当該事業者は本件工事において、①のとおり、正しい施工体制台帳等を作成しないなど、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社渡辺塗装に請け負わせた。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
28	株式会社ライムイシモト	長崎県諫早市貝津町2071番地7	令和7年8月7日から令和7年11月6日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反 当該事業者は、建設業法に基づく経営事項等評価申請書において、水増しした完成工事高を計上し審査を受けた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年6月13日長崎県知事より45日間の営業停止処分を受けた。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
29	株式会社グンエイ	群馬県太田市飯田町812番地	令和7年8月8日から令和7年11月7日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 当該事業者の専務取締役は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、かつその後令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
30	株式会社ヒロセ	大分県大分市大字玉沢689番地の3	令和7年8月8日から令和7年12月7日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 当該事業者の代表取締役及び取締役が、大分市が令和6年5月に行った除草業務委託の指名競争入札をめぐり、元大分市議会議員から複数案件の予定価格を聞いた上で入札に参加したとして、令和7年5月23日に公契約関係競売入札妨害の容疑で大分県警察に逮捕され、うち代表取締役が令和7年6月13日に大分地方検察庁に起訴されたものである(取締役は不起訴)。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
31	株式会社昇建	大阪府大阪市住吉区苅田5丁目19番5号	令和7年9月5日から令和7年11月4日まで(2ヶ月) 京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県	不正又は不誠実な行為 株式会社昇建は、当局発注の「淡路VOR/DME局舎改修工事」に係る入札において、予算決算及び会計令第86条第1項の調査(低入札価格調査)への協力を拒否した。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
32	株式会社緑研	熊本県熊本市東区佐土原1-16-37	令和7年9月19日から令和7年10月18日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 当該事業者の代表取締役が、2020年9月期の確定申告で、架空の外注費を計上するなどして所得約1億3500万円を隠し、法人税と地方法人税計約3300万円を免れたとして、令和7年7月18日、熊本地方検察庁に法人税法違反の罪で起訴された。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
33	株式会社八木運送	熊本県熊本市東区佐土原1-16-37	令和7年10月15日から令和7年11月14日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 当該事業者の取締役(当時)が、架空の資産を計上するなどして、消費税及び地方消費税を脱税したとして令和7年7月18日、熊本地方検察庁に消費税法違反の罪で起訴された。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。
34	株式会社中央技術 コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿8-5-1	令和7年10月24日から令和7年12月23日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 当該事業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、令和7年8月8日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 その後、当該事業者の東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年8月20日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
35	株式会社典美	東京都八王子市川口町2098-5	令和7年11月7日から令和8年1月6日まで(2ヶ月) 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	不正又は不誠実な行為 株式会社典美は、当局発注の「佐賀空港庁舎無線機器室等空気調和設備工事」に係る入札において、予算決算及び会計令第86条第1項の調査(低入札価格調査)への協力を拒否した。 上記のことは、極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
36	株式会社ジェイアール東日本企画	東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号	令和7年11月11日から令和8年8月10日まで(9ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 株式会社ジェイアール東日本企画は、国土交通本省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件(※)に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。 (※)「住宅市街地総合整備事業補助金(空き家対策総合支援事業(モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業))」及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(観光再始動事業)」 上記のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
37	株式会社岡島電設工業	奈良県磯城郡田原本町宮古695-1	令和7年11月14日から令和7年12月25日まで(6週間) 大阪航空局管内	建設業法違反行為 株式会社岡島電設工業は、同社が請け負った奈良県奈良市内の工場新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として同号の政令で定める金額を超える下請負契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年9月11日、奈良県知事から建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分(7日間)を受けた。 上記のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
38	HOEi有限公司	沖縄県石垣市字新川2429番地	令和7年11月14日から令和8年2月13日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	贈賄 HOEi有限公司の代表取締役は、沖縄県糸満市が発注した公園遊具の更新実施設計委託業務を巡り、当該事業者が特約店契約を結ぶ遊具製造会社の遊具が採用されるよう便宜を図る見返りとして、同市職員に家電製品を供与したとして、令和7年9月10日、沖縄県警察に贈賄容疑で逮捕され、同年10月1日、那覇地方検察庁に贈賄罪で起訴された。 上記のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
39	株式会社エレパ	高知県高知市南御座2番12号	令和7年11月21日から令和8年1月1日まで(6週間) 大阪航空局管内	建設業法違反行為 株式会社エレパは、民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに、その請負金額が建設業法施工令第1条の2第1項に定める金額以上となる建設工事を請け負った。このことが建設業法第28条第2項第2号に該当するとして、令和7年10月2日、高知県知事より営業停止処分(3日間)を受けた。 上記のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
40	Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社	大阪府大阪市中央区道修町3丁目5番11号	令和7年11月21日から令和8年1月1日まで(6週間) 大阪航空局管内	建設業法違反行為 Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社は、広島県内、秋田県内及び福島県内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反して、当該工事現場に資格要件を満たす主任技術者を配置しなかった。このことが建設業法第28条第3項に該当するとして、令和7年9月22日、大阪府知事より営業停止処分(7日間)を受けた。 上記のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
41	九宝工業株式会社	福岡県福岡市博多区下呉服町9-26	<p>令和7年11月21日から令和7年12月4日まで(2週間)</p> <p>福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県</p>	<p>安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故</p> <p>九宝工業株式会社は、令和5年6月15日、福岡市内における民間発注工事において、土ならし作業中の法面崩壊により、労働者が埋もれ、死亡する事故を発生させた。</p> <p>このことにより、令和7年6月18日に福岡簡易裁判所から、同社は労働安全衛生法違反により罰金20万円、同社社員は同違反及び業務上過失致死の罪により罰金50万円の略式命令を受け、それぞれ刑が確定している。</p> <p>上記のことは、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
42	新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	令和7年11月21日から令和8年1月20日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>当該事業者らは、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることが合意した。加えて、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることが合意した。令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。また極東開発工業株式会社に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>上記のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
43	極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番1号	令和7年11月21日から令和8年1月20日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>当該事業者らは、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることが合意した。加えて、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることが合意した。令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。また極東開発工業株式会社に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>上記のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
44	東邦車輛株式会社	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地	令和7年11月28日から令和8年1月27日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>当該事業者らは、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーラの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。</p> <p>また、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年7月12日までに、同年8月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。</p> <p>加えて、令和4年8月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。</p> <p>令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。また日本トレクス株式会社に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>上記のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
45	日本トレクス株式会社	愛知県豊川市伊奈町南山新田350番地	<p>令和7年11月28日から令和8年1月27日まで(2ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>当該事業者らは、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーラの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。</p> <p>また、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年7月12日までに、同年8月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。</p> <p>加えて、令和4年8月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。</p> <p>令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。また日本トレクス株式会社に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>上記のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
46	株式会社林看板	愛知県名古屋市区丸新町421番地	令和7年12月12日から令和8年3月11日まで(3ヶ月) 沖縄県	不正又は不誠実な行為 株式会社林看板は、那覇空港事務所発注の「誘導案内灯用文字表示板54枚購入」において、令和7年11月7日開札の結果、落札したが、仕様書の規格を錯誤していたとして、令和7年11月18日付契約辞退の申出書を提出した。 上記のことは、極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
47	株式会社井上電工	高知県四万十市具同7361番地6	令和8年1月9日から令和8年4月8日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	公契約関係競売等妨害又は談合 株式会社井上電工の代表取締役は、高知県土佐清水市が令和7年5月28日に行った「宿泊型多文化共生コミュニティ施設改修工事(電気設備)」の指名競争入札をめぐる、官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いがあるとして、令和7年11月11日に高知県警察に逮捕され、同年12月2日に公契約関係競売入札妨害罪で高知地方検察庁に起訴された。 上記のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。